

**令和 8 年度海外技術協力促進検討事業
(グローバルサウスにおける農地整備推進検討支援)に係る公募要領**

第 1 総則

令和 8 年度海外技術協力促進検討事業（グローバルサウスにおける農地整備推進検討支援）（以下「本事業」という。）に係る公募の実施については、この公募要領に定めるもののほか、海外農業農村開発促進調査等補助金交付等要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け 3 農振第 2463 号農林水産事務次官通知。以下「交付等要綱」という。）及び海外農業農村開発促進調査等実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2126 号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

第 2 公募対象補助事業

【目的】

国際社会が農業の生産性の向上と持続可能性の確保の両立や強靱な食料システムの確立に高い関心を持っており、この実現に向けた食料生産基盤の構築が課題となっている。こうした状況を踏まえ、農林水産省は令和 6 年 12 月に「グローバルみどり協力プラン」を策定し、グローバルサウス諸国との連携を強化し、我が国官民が有する知見や技術を世界の食料システムの速やかな転換に活用していく取組を推進している。

強靱かつ持続可能で生産性の高い農業の実現のためには、農業生産基盤として、良好な営農条件を備えた農地を確保する必要があり、その実現に向けて、区画整理、暗渠排水、農道整備等の農地整備が求められている。その実施にあたっては、地球温暖化の防止等に対処する気候変動対策、労力や人員コストの削減に資する ICT 等の活用も考慮していく必要がある。また、各地の自然条件や社会条件など農林水産業の置かれた環境を把握し、その適用可能性を十分に踏まえる必要がある点も留意しなければならない。

本事業では、グローバルサウスの開発途上国を対象として、強靱で持続可能な農林水産業に向けた食料生産基盤の構築のため、気候変動対策に資する技術、ICT を活用した測量・設計・施工等の我が国が有する先進的な技術を活用して現地実証調査を行い、現地での農地整備の推進に寄与する農地整備マニュアル（案）を策定することを目的とする。

【事業内容】

補助事業者は、スリランカを対象国とし、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間の予定で、以下の 1 から 3 に掲げる事項を実施する。なお、対象国政府関係機関、在外公館、JICA 事務所、現地実証対象地域の関係者、現地協力企業等との意見交換・協議にあたっては、日程調整、議事録作成や協議事項への同席等について、農林水産省農村振興局整備部設計課海外土地改良技術室（以下「担当部局」という。）が協力する。

1 農地整備の推進に寄与する現地実証調査

(1) 対象国及び過年度事業実施地区の現状分析

対象国の社会経済状況、農業農村地域の現状・課題、農地整備に関する基準類等の作成状況、農地の維持管理・気候変動に関する政府方針等について情報収集を行うことに加え、過年度の事業で農地整備を実施した、タイ又はベトナムのどちらか 1 か国に加え、スリランカにおいて、過年度整備地区のフォローアップ調査を行うとともに、第 8 に記載している当該事業実施時に作成された農地整備に関するマニュアル（案）（以下「過年度成果物」という。）のうち、当該国で使用されているものの現地適応性、活用状況等を調査することにより、農地整備の推進に向けて有効な過年度成果物の改善点等を整理する。また、対象国政府関係機関、在外公館、JICA 事務所等との意見交換を行い、ODA 案件の実施・検討状況等を把握し整理する。

(2) 現地実証調査モデル地区の選定

上記（１）の現状分析の結果を踏まえ、農地整備の現地実証調査を実施するモデル地区を、対象国で１地区選定する。なお、今後の対象国内での農地整備の推進を考慮し、モデル地区は、政府関係機関との協力体制が整備されている地区を選定する。

（３）現地実証調査計画の作成

現地実証に先立ち、モデル地区の有する課題を確認した上で、以下の技術・手法を導入した現地実証調査計画を作成する。

- ア 農地整備に係る基礎的な現地適応技術・手法（区画整理、暗渠排水等）
- イ 気候変動対策に資する技術（節水技術、豪雨対策、バイオ炭等）
- ウ 農地整備の推進に寄与する日本企業が有する先進技術（衛星モニタリング等）
- エ 農地整備の推進に寄与する農家の合意形成手法

なお、現地実証調査計画は、モデル地区を選定した対象国の政府関係機関、国際機関、現地実証対象地域の関係者、現地協力企業等との協議調整を行った上で作成する。加えて、担当部局の事業（効率的水利用・水管理対策推進事業・気候変動に強靱な水管理技術研究開発事業）を用いて現地で活動している国際連合食糧農業機関（FAO）及び国際水管理研究所（IWMI）との連携を検討する。

（４）現地実証調査の実施

作成した現地実証調査計画に基づき、モデル地区を選定した対象国の政府関係機関等の同意と協力を得た上で、本事業の事業費の範囲内において、必要な資機材の調達、各種調査、施工等の現地実証調査を行う。

２ 評価・分析と農地整備の推進

（１）評価・分析

現地実証調査結果の評価・分析を行い、対象国において農地整備を実施する際に想定される課題を整理し、対象国に導入可能で効果的な技術・手法を検討する。

（２）農地整備の推進

評価・分析の結果を活用し、農地整備の推進に向けて、以下を実施する。

- ア 現地実証調査結果の評価・分析の結果を基に、政府関係機関が使用することを想定した、対象国での農地整備の推進に寄与する「農地整備マニュアル（案）」を作成し、情報発信を目的とするワークショップ、説明会等を行う。なお、本マニュアル（案）は、過年度成果物の内容を包括的に反映するとともに、本事業での成果を取り入れたものとする。加えて、適応技術の選定基準についてもマニュアル上に記載することとし、国際基準との整合が図られるよう考慮すること。
- イ 農地整備技術の海外への普及・展開に向けて、本事業の成果を対象国外へ普及・展開させるための構想を提案する。なお、タイ及びベトナムについては、作成したマニュアル（案）の配布等を行うこと。

３ 国内検討委員会の設置・開催

学識経験者を含む４名以上の有識者で構成される国内検討委員会を設置する。国内検討委員会において、以下の事項について意見・助言を求めるものとする。

- （１）現地実証調査計画の作成
- （２）現地実証調査の実施
- （３）評価・分析と農地整備の推進
- （４）その他必要な事項

第３ 公募対象団体

公募に応募できる団体は、１の対象団体に掲げる団体であって、２の応募資格・条件等を満たすものとする。

１ 対象団体

民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、

協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、許可法人、独立行政法人等)

2 応募資格・条件等

- (1) 意思能力及び行為能力を有する団体であること。
- (2) 補助事業を遂行する資力を有する団体であること。
- (3) 法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること。
- (4) 別紙様式5のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、課題提案書とともに提出すること。加えて、実績報告の際は、実績報告書中のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、提出すること。なお、農林水産省の職員等が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行う場合がある。

第4 補助対象経費の範囲

1 調査員手当	
(1) 給料、職員手当等	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)」に基づき算出される経費
(2) 賃金	本事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業者が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
2 旅費	本事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合せ、資料収集等に必要となる旅費又は技術指導を行うための旅費として依頼した専門家に支払う旅費
3 その他経費	
(1) 需用費	本事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費
(2) 役務費	本事業の実施に直接必要かつそれだけでは本事業の成果とはなり得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、分析、試験等を専ら行うために必要な経費
(3) 委託料	本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費。ただし、提案書で事前に記載のあったもの以外、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
(4) 使用料及び賃借料	本事業の実施に直接必要な車両等の借り上げ、駐車場、会議の会場及び物品等の使用料、有料道路使用料等に必要な経費
(5) 備品購入費	本事業の実施に直接必要な備品の購入にかかる経費
(6) 資材購入費	本事業の実施に直接必要な資材の購入費
(7) 機械賃料	本事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料
(8) 報償費	本事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝金、資料収集等に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費(社内規定等に基づく単価の設定根拠によること)

なお、当該補助事業の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体にあつては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので注意すること。

第5 補助対象とならない経費

恒久的な建物等の建築に関する経費、不動産取得に関する経費及び本事業を実施しなくとも必要となる経費で、事業に直接関連のない経費。

管理費等事業共通で使用する経費については、事業分を明確に証明できない経費。

第6 補助金の額及び補助率

補助対象となる事業費は、令和8年度は30,752,000円、令和9年度以降は令和8年度と同額程度と想定しており、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を定額により補助する。このうち、50%を上限として海外開発コンサルタント等への再委託による実施を認めるが、その場合は提案書に記載すること。

なお、補助金の額は、補助対象経費の算定に誤りがないかどうか審査をした上で決定するため、提案のあった額より減額されることがあるとともに、2年目以降の予算については担保されているものではないため、当該年度の予算成立日以降に通知する。

第7 説明会の開催

1 本事業に関する説明会を次のとおり開催する。

日時：令和8年6月24日（水）《開催時間は、参加者に対し別途連絡する。》

場所：農林水産省庁舎内会議室又はオンライン形式

《詳細は参加者に対し別途連絡する。》

2 説明会への出席を希望する者は、別紙様式1「令和8年度海外技術協力促進検討事業（グローバルサウスにおける農地整備推進検討支援）に関する説明会出席届」を令和8年6月18日（木）までに第10の4「提出・照会等窓口」へ提出すること（Eメールによる提出も可とする。）。

第8 過年度成果物の貸与及び返却

1 本事業の実施に当たり、契約締結後、農地整備に関する過年度成果物である「スリランカほ場整備マニュアル（案）」、「ベトナムほ場整備マニュアル（案）」、「アジアにおけるほ場整備推進のためのマニュアル（案）」及び「次世代ほ場整備ガイドライン（案）」を貸与する。なお、貸与資料の取扱いには十分注意し、本事業の目的以外に使用、公表又は貸与してはならない。

2 貸与資料は、事業完了日までに一括返却しなければならない。

3 貸与資料は、善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。紛失又は損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復しなければならない。

第9 過年度成果物の閲覧

公募期間中は、農林水産省農村振興局整備部設計課海外土地改良技術室（本館5階ドアNo.501）で第8の1に記載の過年度成果物の閲覧を可能とする。

なお、閲覧を希望する場合は、閲覧希望日の前日までに第10の4「提出・照会等窓口」の連絡先に連絡するものとする。

第10 課題提案書等の提出について

1 提出書類

(1) 「令和8年度海外技術協力促進検討事業（グローバルサウスにおける農地整備推進検討支援）に関する課題提案書の提出について」（別紙様式2）

(2) 課題提案書（別紙様式3）

(3) 事業費内訳（別紙様式4）《本事業を実施するために必要な経費を全て記載すること。》

(4) 「みどりチェック」チェックシート（別紙様式5）

(5) 定款、規約、寄付行為、業務方法書等の規約

(6) 直近の資産、負債、収支予算及び収支決算等に関する事項が記載された財務関係書類

2 提出方法

持参、郵送、Eメールのいずれかにより提出すること。

Eメールにより提出する場合は、ファイル形式はPDF、容量は7MB以下とし、送信後、受信確認のため第10の4「提出・照会等窓口」の担当者に電話すること。

3 提出期限

令和8年7月1日（水）午後6時15分まで

（郵送の場合は、令和8年7月1日（水）までに窓口必着とする。）

4 提出・照会等窓口

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局整備部設計課海外土地改良技術室海外技術班

（本館5階ドア番号：本501）

TEL：03-3502-8111（内線5560）

E-mail：kohei_oyama550@maff.go.jp

担当者：海外技術基準係長 小山

第11 課題提案書等の内容等

- 1 課題提案書は別紙様式3の「記載に当たっての注意事項」に従い作成すること。「記載に当たっての注意事項」に従った課題提案書ではない場合には、提案書の評価を行わないことがあるので留意すること。なお、課題提案書は日本語で記載すること。
- 2 提出された課題提案書に疑義が生じた場合は、確認のため問い合わせを行う場合がある。
- 3 課題提案書の作成・提出等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- 4 一度提出された課題提案書等は、変更及び取消しができない。また、課題提案書等は返却しない。
- 5 課題提案書等は、当該公募に係る事務手続以外の目的で、応募者に無断で使用しない。

第12 課題提案書の選定（特定）

- 1 補助金等交付候補者の選定は、農村振興局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）において、審査基準に基づき、提出された課題提案書等について審査の上、選定する。
- 2 課題提案書等の内容を選定審査委員会に対して説明する機会を設けないため、提出された課題提案書等のみをもって審査し、選定する。
- 3 補助金等交付候補者は、令和8年度から令和11年度の4年間で同一の1団体を予定している。
ただし、提出された課題提案書等を審査し、補助事業遂行能力が備わっていないと判断できる場合又は応募者が1団体であった場合は、補助金等交付候補者として選定しない場合がある。

第13 選定結果の通知

選定審査委員会における審査・選定の結果、補助金等交付候補者として選定された団体に対しては選定された旨を、補助金等交付候補者として選定されなかった団体に対しては選定されなかった旨を、それぞれ通知する。

また、補助金等交付候補者として選定された団体の名称等は、公表する。

第14 主な留意事項

- 1 本事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、交付等要綱、実施要領等に従うこと。

2 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して5か年の間整備し保管すること。

3 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。

なお、当該財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定により農林水産大臣が定める処分制限財産とし、農林水産大臣が別に定める期間内において、当該財産を農村振興局長の承認を受けて処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

4 本事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間中であるか否かにかかわらず、第三者に漏らしてはならない。

5 人件費の算定等については、「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に従うこと。

6 本事業により作成した成果物（冊子、動画、パンフレット等）やデータ等の知的財産権は、事業実施主体に帰属する。なお、農林水産省又は農林水産省が指定する者が、公共の利益のために必要があるとして成果物の利用を要請する場合には、事業実施主体は要請者と成果物の利用許可について協議を行わなければならない。

また、事業実施主体が本事業の実施により特許、実用新案登録、意匠登録等の権利を取得した場合又は実施権を設定した場合は、農村振興局長に報告しなければならない。

なお、事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間において、本事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡を行おうとする場合は、事前に農村振興局長に報告しなければならない。

本事業により取得した知的財産権は、事業実施主体の職務発明規程等に基づき、発明者の所属機関に承継させることができる。

7 事業実施主体は、情報セキュリティの確保に万全を努めることとし、特に、次の点に注意すること。

(1) 本事業の実施に当たり、情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、セキュリティマニュアル等を作成して適正な個人情報等の管理を行うこと。

(2) 事業の実施に当たり、外部と接続しているパソコンを利用する場合には、ファイアウォールの設定等、本事業に係る情報が不正に外部に流失しないよう、適切なセキュリティ対策を講じるとともに、適切な個人情報等の管理に係る措置を講じること。

(3) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに担当職員に報告し、今後の対応方針について協議すること。

(4) 事業実施主体は、本事業の遂行により知り得た情報（個人情報を含む。）については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。

(5) 事業実施主体は、個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に規定する情報をいう。以下同じ。）の取扱い及び管理について、個人情報保護法に関する法令の趣旨に従うこと。

(6) 事業実施主体は、個人情報について、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏洩防止のための合理的かつ必要な方策を講じること。